

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第132回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和5年3月24日（金）9時30分～11時09分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、佐藤 治正（部会長代理）、大谷 和子、  
川濱 昇、西村 真由美、藤井 威生、森 亮二、山下 東子

（以上8名）

（2）専門委員（敬称略）

相田 仁

（以上1名）

（3）総務省

木村総合通信基盤局電気通信事業部長、  
飯村事業政策課長、植松事業政策課市場評価企画官、  
寺本料金サービス課企画官、柴田料金サービス課課長補佐、  
永井料金サービス課課長補佐、前田料金サービス課課長補佐、  
山口電気通信技術システム課長、梶原電気通信技術システム課課長補佐

（4）審議会事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

### 第3 議題

#### (1) 答申事項

- ア 電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者の指定について【諮問第3158号】
- イ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3159号】
- ウ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3160号】
- エ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和5年度の接続料の改定等）について【諮問第3161号】

#### (2) 諮問事項

- ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3163号】
- イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく令和5年度の接続料等の改定）について【諮問第3164号】
- ウ 電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3165号】

## 開 会

○三友部会長 おはようございます。ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第132回を開催いたします。本日はWeb会議を開催しており、委員8名全員が出席されておりますので、定数を満たしております。

Web審議となりますので、御発言の際はマイク及びカメラをオンにして、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、Web会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。今日は、項目がたくさんありますので、なるべく簡潔にできればと思っております。よろしくお願いいたします。

お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は、答申事項4件、諮問事項3件でございます。

## 議 題

### (1) 答申事項

ア 電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者の指定について【諮問第3158号】

○三友部会長 初めに、諮問第3158号「電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者の指定について」、審議いたします。

本件は、本年1月20日金曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、1月21日土曜日から2月20日月曜日までの間、総務省において意見招請を実施いたしました。

それでは、総務省から、この件について御説明をお願いいたします。

○植松事業政策課市場評価企画官 事業政策課の植松です。資料132-1を御覧ください。本案件は、電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為、つまり、NTTドコモに対する禁止行為規制の相手方となる電気通信事業者を指定する

告示改正案につきまして諮問させていただいているところでございます。

2 ページ目、右肩に別添と記載のある資料を御覧ください。本案件につきまして、先ほど三友部会長からございましたとおり、本年1月20日の電気通信事業部会において諮問させていただきまして、本年1月21日から2月20日の間、意見募集を行った結果、意見提出は4件あり、法人から3件、個人から1件の御意見が提出されたところでございます。

提出されました御意見につきまして、簡単に御説明させていただきます。

3 ページ目の意見1を御覧ください。

まず、総論についてでございますけれども、株式会社NTTドコモより、新ドコモグループ再編などの環境の変化を背景に禁止行為規制対象事業者の指定が変更されると認識。これまで同様に法令等を遵守し適切に対応し、引き続き総務省による検証等に必要な対応についても可能な限り協力していく考えとの御意見がございました。

本意見は賛同意見として考えておりますが、右側に記載のとおり、前半で今回の告示改正の趣旨について触れておりまして、株式会社NTTぷららの解除、エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社の指定につきましては、令和4年7月のNTTドコモグループ再編による電気通信役務の提供主体の変更を踏まえまして、電気通信事業法第30条第3項第2号の規定に基づきまして、株式会社NTTドコモの不当な優遇禁止の対象となる電気通信事業者の指定の変更等を行うものと承知しておりまして、賛同の御意見として承りますとしております。

次に、告示の一部改正の本体に対する御意見です。意見2は、KDDI株式会社からの御意見です。こちらの意見につきましては、電気通信市場検証会議において、株式会社NTTドコモが株式会社NTTぷららの事業を承継したことにより、公正競争上の問題が発生していないか事後的な検証を継続的に行い、仮に公正競争上問題が生じた場合には、電気通信事業法等による是正措置が取られるよう対処すべき。当該取組が機能しない場合には、企業統合による市場支配力の濫用を未然防止するため、現行の禁止行為規制を補完する法的措置を含めたさらなる検討が必要との御意見がございました。

本件に対する考え方につきましては、右側に記載のとおり、まず、一段落目、先ほどと同様に、今回の諮問対象となっております告示改正の趣旨を記載しております。また、市場検証に係る御意見やその他当該取組が機能しない場合の今後のさらなる検討といった御意見につきましては、次の段落ですけれども、別途、電気通信市場検証会議におい

て対応されているところがございますので、いただいた御意見につきましては、総務省において、今後の市場検証等の参考とすることが適当と考えますとしております。

また、市場検証での取組の状況をなお書きとして記載してありまして、電気通信事業分野における市場検証（令和3年度）年次レポートに記載されているとおり、今後、NTTグループにおける組織再編が発生した場合には、今年度明らかにした市場検証の取組における組織再編に係る対応等に基づき、適切に対応されるものと承知してありますとしております。

次に、5ページ目の意見3及び6ページ目の意見4は、いずれもソフトバンク株式会社からの御意見でございまして、今回の株式会社NTTデータ及びエヌ・ティ・ティ・ゾナント株式会社を指定する案に賛同との御意見ですので、賛同の御意見として承りますとしております。

続きまして、7ページ目の意見5につきましても、ソフトバンク株式会社からの御意見です。

まず、1点目としまして、禁止行為規制に係る特定関係法人の制度に関しては、禁止行為規制対象事業者に特定関係法人である電気通信事業者が吸収されることに制限がないこと等の観点で懸念があり、組織再編の適正性・影響の検証や公の場での議論等を事前に実施していくことが必須。

また、2点目としまして、電気通信事業分野における市場検証（令和3年度）年次レポートにのっとり、株式会社NTTぷららの吸収について競争上の問題の有無の確認、適切な検証が行われるべきとの御意見です。

本意見に対する考え方としましては、まず、1つ目の丸として、先ほどの意見2と同様に今回の諮問対象である告示改正の趣旨について触れております。2つ目の丸として、市場検証に係る御意見の部分につきましては、先ほど意見2と同様にいただいた御意見につきましては、総務省において、今後の市場検証等の参考にすることが適当と考えますとしております。また、3つ目の丸として、市場検証における取組状況につきましては、意見2に対する考え方のおりとしております。

最後に、9ページ目の意見6は、個人からの御意見になっております。

内容としましては、1点目としまして、株式会社NTTデータの指定に関しまして、単純に回線契約数が5万以上のため告示対象とするという運用は、電気通信市場における実態を必ずしも適切に捉えておらず、不要な規制をかけることになってしまうのでは

ないか。

2点目としまして、告示対象を定める条件としては、契約回線数の水準だけでなく、株式会社NTTドコモの回線数が該当企業の契約している移動通信回線の総数のうちのどの程度を占めているかといった点も考慮すべきではないかとの御意見をいただいております。

本件に対する考え方としましては、まず、今回の株式会社NTTデータの指定の考え方につきましては、株式会社NTTデータは、MVNOサービスの契約数が、令和3年6月以降、継続的に5万以上となっている状況を踏まえまして、法令等に従い、新たに株式会社NTTドコモの不当な優遇禁止の対象となる電気通信事業者に指定するものと承知しておりますとしております。また、いただいた御意見につきましては、指定の条件に係るものでございますので、今後の参考とすることが適当と考えますとしております。

以上の御意見を踏まえまして、今回の告示改正の修正を要するものはないと考えておりますので、少し戻っていただきまして、1ページ目の答申書案につきましては、諮問のとおり改正することが適当と認められるとさせていただきます。

以上が御説明となります。何とぞ御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○三友部会長 どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見あるいは御質問がありましたら、チャット機能にてお申し出をお願いいたします。いかがでしょうか。特に御意見はございませんか。

それでは、特に御意見がないようでございますので、諮問第3158号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございます。それでは案のとおり答申することといたします。どうもありがとうございました。

#### イ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3159号】

○三友部会長 続きまして、諮問事項第3159号「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」、審議をいたします。

本件は、本年1月20日金曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受け、当部会において審議を行い、1月21日土曜日から2月20日月曜日までの間、必要的諮問事項以外の事項も含めた省令案全体について、総務省において意見招請を実施いたしました。

その結果を踏まえまして、ユニバーサルサービス委員会において調査・検討を行っていただきました。委員会での検討結果につきましては、ユニバーサルサービス委員会の関口主査より、総務省が代わりに御報告するという旨、言づかっております。

それでは、総務省からの御説明をお願いいたします。

○柴田料金サービス課課長補佐 料金サービス課の柴田でございます。資料132-2を御覧ください。本件は、昨年9月の情報通信審議会答申を踏まえ、電話網のIP網への移行及びワイヤレス固定電話の提供開始に伴う、ユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填に係る規定の整備を行うものでございます。

それでは、資料の下側の通し番号2ページを御覧いただければと思います。

本改正案につきましては、1月20日に諮問させていただきまして、1月21日から2月20日までの間、意見募集を実施し、1社からの意見提出がございました。これを受けて、今月2日から9日にかけて、メール審議にて開催したユニバーサルサービス委員会において審議をいただきました。本改正案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、委員会としての考え方を取りまとめていただいたものでございます。

3ページの意見1でございますけれども、KDDIからございまして、本改正案に賛同との御意見でございます。右側の考え方1のとおり、賛同の御意見として承るものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、ユニバーサルサービス委員会の報告書でございます。

本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問された省令案に形式的な修正を加えた上で、改正することが適当と認められる旨を取りまとめたものでございます。

なお、形式的な修正の内容につきましては、7ページ以降に赤字見え消し、黄色マーカ一部分で修正をしているものでございまして、諮問時の案における誤記、あるいは下線の一部引き忘れでございます。

御説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお知らせください。いかがでしょうか。

1社から賛同の御意見をいただき、修正については、軽微な形式上の修正とのことでございます。特によろしいでしょうか。

それでは、諮問第3159号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三友部会長　　ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。どうもありがとうございました。

#### ウ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3160号】

○三友部会長　　続きまして、諮問第3160号「電気通信事業者法施行規則等の一部改正について」、審議いたします。

本件は、本年1月20日金曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、1月21日土曜日から2月20日月曜日までの間、総務省において意見招請を実施いたしました。

それでは、総務省から内容について御説明をお願いいたします。

○前田料金サービス課課長補佐　　料金サービス課の前田でございます。昨年の電気通信事業法改正において、特定卸電気通信役務に関する規律が整備されましたところ、その関係の省令等の整備に関する案件でございます。

通し番号2ページ目以降が意見招請の結果でございます。先ほど御紹介いただきましたとおり、本年1月21日から2月20日にかけて意見招請を行いまして、意見を全て法人である9者からいただいているところでございます。

まず、全般に関する意見といたしまして、意見1でございます。こちらはオペページからいただいている意見でございますが、本省令案に賛同した上で、総務省において協議状況を引き続き注視し、制度の見直しや施策実現等の取組を推進することを要望しますとの意見です。

考え方1です。賛同の御意見として承った上で、総務省においては、特定卸電気通信

役務に係る規律の整備後についても事業者間の協議状況等を引き続き注視し、必要に応じてさらなる措置について検討することが適当ではないかと考えております。

続きまして、意見2でございます。こちらはMVNO委員会からいただいている意見ですが、省令案に賛同する。接続が存在しない、又は不十分である機能や役務の開放においては卸が非常に重要であり、第二種指定設備設置事業者の持つ圧倒的な交渉の優位性、MVNOとの間の情報の非対称性を踏まえると、今後も一定の規律を設けていくことが適当である。特に5G（SA方式）については、その協議状況を総務省においても特に注視をしてほしいとの意見です。

こちらも考え方は先ほどと同様でして、賛同の御意見として承った上で、総務省において、この規定の整備後についても事業者間の協議状況を引き続き注視し、必要に応じて更なる措置について検討することが適当としてございます。

続きまして、意見3でございます。こちらはFVNO委員会からいただいているものでございまして、本省令案の考え方に賛同する。また、卸料金の内訳や卸料金の中長期的な金額水準についても提示してもらうことで、卸協議の円滑化が進むことを期待したい。また、総務省においては、今後も卸協議の状況を引き続き注視をしてほしい。最後に、光サービス卸の卸料金については、接続料との連動性が確保される必要があり、今後も継続的に卸料金の値下げが行われることが必要であるとの意見でございます。

こちらと同様でして、考え方3でございますが、賛同の御意見として承った上で、総務省においては、この規律の整備後についても協議状況を引き続き注視し、必要に応じて更なる措置について検討するとの考え方としたいと考えております。

続きまして、意見4でございます。こちらはKDDIからいただいているものです。本省令案等について、新たな市場創出の機会の減退、卸における事業者間の自由な対話が阻害されることのないよう、適切なルール整備を図ることを要望する。また、今後パートナーとの対話において、提供可能な情報を開示し、協議の円滑化に努めていきたいとの御意見をいただいております。こちらは参考として承りたいと考えてございます。

続きまして、意見5でございます。指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドラインに基づく検証におけるNTT東西の説明は不十分であり、本省令案の改正の目的に照らしても、より詳細な説明が必要である。また、光サービス卸については、その原価の大部分を占める加入ダークファイバ接続料の改定と同時期に卸料金の改定を行うべきという意見で、ソフトバンクからいただいております。

考え方としましては、同ガイドラインに基づく検証におきましては、NTT東西の光サービス卸の代替性は不十分であると評価されておりまして、適正な交渉を促進するための透明性確保を目的として、卸料金と接続料相当額の差分の妥当性をNTT東西自身が検証していると承知している。総務省におきましては、この検証の結果も踏まえまして、指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の料金の低廉化、提供条件の柔軟化等の進展状況を引き続き注視をしながら、必要に応じてさらなる措置について検討することが適当であるとしてはどうかと考えてございます。

続きまして、卸電気通信役務に関する届出事項の整理についていただいた御意見でございまして、意見6でございまして、こちらはMNOの3社、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクからいただいておりますが、特定卸電気通信役務のうち通信モジュール向けに提供するものについては、過去に、イノベーションを阻害しないようにする観点から卸届出の対象外とした経緯があり、今回の省令改正についても引き続き対象外とすることを要望するとの意見をいただいております。

考え方6でございまして、通信モジュール向けに提供する携帯電話・BWAアクセスサービスについては、電気通信事業者によるイノベーションを阻害しないようにする観点から、詳細な届出を義務付ける卸電気通信役務の対象から除外してきたところでございまして、現在においても引き続きイノベーションを阻害しないようにしていく観点が重要であると考えてございます。

そのため、これらの意見を受けまして、原案を修正したいと考えております。具体的には、新たに詳細な届出を義務付ける対象に通信モジュール向けに提供する特定卸電気通信役務を加えない形に、原案を修正したいと考えてございます。

ページを飛びまして、意見7でございまして、特定卸電気通信役務の範囲に関する御意見でございます。NTTドコモとソフトバンクからいただいておりますが、現時点で特定卸電気通信役務に該当するものであっても、今後、新規受付停止及び提供終了時期を表明した場合については、速やかに省令・ガイドライン改正によって対応することを要望するとの意見でございます。

考え方としましては、特定卸電気通信役務の範囲については、市場の競争環境の変化に合わせて柔軟に見直すことが必要であると認識をしており、今後新たに特定卸電気通信役務に追加すべき役務が提供開始された場合や、役務の提供終了等により除外すべき卸電気通信役務が明らかとなった場合については、必要に応じて対応することが適当と

考えてございます。

また、特定卸電気通信役務の提供義務及び情報提示義務を拒むことのできる正当な理由については、総務省において引き続き事例を蓄積し、必要に応じて追加の判断をすることが適当と考えてございます。

続きまして、意見8でございます。こちらはNTT東西からいただいておりますが、卸電気通信役務の制度趣旨を踏まえれば、今般の規制の対象は必要最小限の範囲に限られるべき。また、光IP電話については、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が大きいとは言えず、現時点においても特定卸電気通信役務とする必要はないとの意見です。

考え方8でございますが、今般整備された規律の対象となる卸電気通信役務は、改正後の電気通信事業法第38条の2第2項の規定のとおり、「電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定めるもの以外」となっております。この点、光IP電話につきましては、NTT東西の光IP電話卸のシェアが固定電話サービスのうち17%を占めており、双方向番号ポータビリティが可能となる令和7年1月までの間については、特にその法人利用者において固定電話番号を変更したくないとの需要があることを踏まえれば、事業者間の競争関係に与える影響が少ないとまでは言えないとのことで、光IP電話についても特定卸電気通信役務の範囲に含めることが適当であるとしてございます。

続きまして、意見9でございます。こちら、オプテージからいただいておりますが、総務省において、制度運用開始時にMNO各社が対象とする役務の適正性を確認するとともに、以降の協議状況を注視し、協議の状況によってルール整備などを検討することを要望するとの意見でございます。

考え方9にありますとおり、総務省においては、特定卸電気通信役務に係る規律の整備後も、事業者間の協議状況等を引き続き注視することが適当であるとしてはどうかと考えてございます。

続きまして、情報の提示義務を課す事項に関する意見でございます。

意見の10でございますが、こちらはJAIPAからいただいております。FTTHアクセスサービスについても、接続料相当額そのものの提示義務を課すべきであり、また、光サービス卸では、接続料が大きく下がったにもかかわらず卸料金が高止まりしており、ユーザー料金の低廉化に結びついていない。光サービス卸は本来接続でも利用で

きるようにするべきだが、当面、光サービス卸が接続を代替するのであれば、接続同等の透明性を確保する制度が必要である等の意見をいただいているところでございます。

考え方10といたしましては、卸元事業者が提示する情報の不足を補い、特定卸電気通信役務の提供に係る協議の適正性を確保する観点からは、いずれの特定卸電気通信役務に関しても接続料相当額の提示義務を課すことが望ましいものであるが、F T T Hアクセスサービスについては、卸先事業者が自ら営む自己設置・接続によってF T T Hアクセスサービスを提供する事業において、接続料相当額から得られる情報を活用した場合に、卸元事業者が一方的に競争上の不利益を被るといった競争状況への影響も考えられることから、今回は接続料相当額指数を提示することとしている本省令案については適当であるとしてはどうかと考えております。その上で、総務省におきましては、F T T Hアクセスサービスにおいて当該指数を提示することが協議に与える影響を継続的に注視しまして、当該指数の提示によって、協議の適正性の確保が図られない状況にあると認められる場合については、改めて対応を検討することが適当であるとしてはどうかと考えてございます。その他接続料の算定等に関する研究会における議論に係る御意見につきましては、参考として承りたいと思っております。

続きまして、意見11でございます。こちら、日本通信からいただいております、接続料相当額について接続料と比較可能な形式で提示されることを要望するとの意見でございます。

考え方としては、卸元事業者におきましては、接続料相当額の提示に当たって、接続約款との対応関係や接続料相当額の算定方法について適切に説明することが適切であるとしてはどうかと考えております。

続きまして、意見12でございます。こちら日本通信からいただいております、特定卸電気通信役務に関する情報提示について、MNOがMVNOに対して負担すべき金額その他の条件を提示する前であれば、接続料相当額等の提示義務が課される仕組みとなっているが、負担すべき金額その他の条件が提示された後であっても、接続料相当額等が提示されることを要望するとの意見でございます。

こちら、考え方としては、卸先事業者が卸元事業者に対して協議の円滑化に資する事項を求めることのできる期間については、本省令案ではなく、改正電気通信事業法において規定されている事項ではありますが、卸元事業者におきましては、規定の趣旨を踏まえて適切に情報提供することが適当であるとしてはどうかと考えてございます。

続きまして、意見13でございます。こちらは、NTT東西からいただいております。FTTHアクセスサービスについては、接続料相当額に代えて接続料相当額指数の提示義務を課す本省令案の整理は適切であるとの御意見をいただいております。賛同の御意見として承っております。

続きまして、意見14でございます。FTTHアクセスサービスの接続料相当額指数については、当該年度の指数を卸先事業者にタイムリーに開示する観点から、接続料認可申請時に行うスタックテストで用いる数値を基に算定する考えとの意見です。

考え方としては、本省令案において、接続料相当額指数を「接続料相当額指数を提示する日における当該特定卸電気通信役務に係る接続料相当額」を基に算定することとしておりますところ、その算定に当たっては、卸元事業者において有する最新の情報を用いることが適当ではないかと考えてございます。

続きまして、意見15でございます。光IP電話の接続料相当額として、コストの最小単位である接続料単金を提示する考えであるとのことです。考え方といたしましては、本省令案による改正後の電気通信事業法施行規則第25条の7の5第3号に規定する電気通信役務については、接続料相当額の提示につき、当該特定卸電気通信役務と同一の単位で算定することができない合理的な理由があるときは、当該特定卸電気通信役務の提供の様態に照らして適切な単位で算定することを許容しているところ、その規定を適用する場合にあっても、卸元事業者においては、本省令案の趣旨を踏まえて、協議の円滑化に十分に資する形で提示をしていくことが望ましいとしてはどうかと考えております。

続きまして、意見16でございます。こちらはオプテージとMVNO委員会からいただいておりますが、接続料相当額の提示に当たっては、算定の考え方等がMVNOに提示されることが重要である。また、5Gをはじめとする新たな卸役務については、協議の端緒となる情報や情報開示のスケジュールが適切に開示されることを期待しているとの意見です。

考え方としましては、卸元事業者においては、提供可能な情報について適切に提示することが望ましいと考えております。

意見17でございます。こちらは、今後、利用者向けに提供する新たなサービスが特定卸電気通信役務に指定された場合、当該役務が必ずしも接続メニュー化されていないことや、接続料の算定方法を確立していないことも考えられるところ、その場合につい

ては、卸電気通信役務の標準的な料金を提示することが適当ではないかとの意見で、KDDIからいただいております。

考え方です。MNOが新たに提供を開始した卸電気通信役務であって、その用いる指定電気通信設備に接続料が設定されていないものについては、その卸料金の算定方法に関してMNOとMVNOとの間の情報の非対称性が特に大きいと考えております。今回の制度改正の趣旨の一つが、卸料金に関するMNOとMVNOとの間の情報の非対称性を是正することにあることに鑑みれば、接続料が設定されていない指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務であっても、特定卸電気通信役務に該当した場合については、接続料相当額を提示する義務を課すこととしている本省令案については適当であるとしてはどうかと考えてございます。

本省令案に関していただいております意見と、それに対する考え方の案に関しましては、以上でございます。

ページ戻りまして、通し番号の1ページ目にて答申書の案をお示ししておりますので、こちらを踏まえまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたらチャット機能にて申し出をお願いいたします。

それでは、佐藤委員、よろしく願いいたします。

○佐藤部会長代理　　佐藤です。ありがとうございます。

全体的に今回整理頂いた考え方で結構だと思います。

まず、意見の1や2等、前半部分は事業者間協議の適正化に関する御意見だったと思います。これは卸サービスについて事業者間協議が長く機能してこなかったということで、総務省にて、今いろいろな対応をしていただいているところと思いますが、これからどのように改善されていくのかについて、総務省として注視して、必要に応じてさらなる対応を検討するとの今回の考え方で結構だと思います。今後も、総務省が注視していくことが必要であると考えています。

また、意見5等、後半の部分でもいくつか御意見ありましたが、卸と接続の関係性、代替性検証については、本件に関連する大事な議論だと思っていますので、引き続き議論を総務省で深めていくことが大事だと思っています。

以上です。

○三友部会長 どうもありがとうございました。御賛同の意見として承りました。

続きまして、大谷委員、お願いいたします。

○大谷委員 大谷でございます。

私も、いただいた御意見に対する回答案につきましては、全般にこのままで問題ないと考えております。いただいた御意見の中で特に当初から気になっていた点について、事業者から御意見をいただいたと感じておりますのが、意見10でして、これは日本インターネットプロバイダー協会からの御意見となっておりますが、接続料相当額の指数を提示する関係について、これは考え方として書いていただいたとおり、競争に与える影響を考慮する苦肉の策と言えるわけですが、指数だけのモニタリングで十分と言えるのかどうかについては、事業者の皆様からの御懸念が生じていることを真摯に受け止める必要があると思っております。適切に書いていただいておりますように、指数を提示することの協議に与える影響を継続的に注視していただくことが必要だと思っておりますので、そのための具体的な取組であるとか、協議に与えている影響の判断などについては、またこの場でフィードバックいただくことを期待しております。

以上でございます。

○三友部会長 ありがとうございます。

今の御指摘につきまして、総務省、いかがですか。

○前田料金サービス課課長補佐 御指摘ありがとうございます。

今、大谷委員からも御指摘ありましたとおり、考え方10に記載しておりますけれども、今後総務省としても、適切にその協議状況と、この指数がどのように市場に影響を与えていくかについて、注視してまいりたいと考えてございます。

○三友部会長 引き続き、よろしくお願いいたします。

そのほかに御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見がございませんようですので、諮問第3160号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございました。それでは、案のとおり答申することといたします。どうも御審議ありがとうございました。

エ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設

備に関する接続約款の変更の認可（令和5年度の接続料の改定等）について【諮問第3161号】

○三友部会長　　続きまして、諮問3161号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和5年度の接続料の改定等）について」、審議いたします。

本件は、本年1月20日金曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、1月21日土曜日から2月20日月曜日までの間、意見招請を実施し、その結果を公表するとともに、2月23日木曜日から3月8日水曜日までの間、第2回目の意見招請を実施いたしました。

それらの結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。本日は、接続委員会の相田主査より、委員会での検討の結果について御報告をいただきます。

それでは、相田主査、よろしくお願いたします。

○相田接続委員会主査　　接続委員会の主査を務めております相田でございます。

それでは、諮問第3161号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和5年度の接続料の改定等）について」、資料132-4に従いまして接続委員会における調査・検討の結果を御報告させていただきます。

本件の概要につきましては、資料132-4の26ページ目以降に掲載してございますが、令和5年度に適用する実績原価方式に基づく接続料の改定を行うため、接続約款の変更を行うものです。

本件につきましては、先ほど三友部会長から御紹介がございましたように2回の意見募集を行いました。寄せられた意見、再意見を踏まえ、3月15日に開催されました接続委員会におきまして、本変更案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会としての考え方を整理いたしました。

当委員会といたしましては、まず、資料132-4の1ページ目にごございます報告書の1に示しましたとおり、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可につきましては、諮問のとおり認可することが適当と認められるとの結論を得ましたので、その旨御報告させていただきます。

す。

加えて、報告書の2に示しましたとおり、総務省に対して1点の項目について要望することといたしております。

提出された意見及びそれに対する考え方につきましては、報告書の別添といたしまして、資料132-4の2ページ以降に取りまとめてございますけれども、その具体的内容につきましては、総務省より御説明いただけるとのことですので、よろしくお願いたします。

○永井料金サービス課課長補佐 料金サービス課の永井でございます。私から2ページ目以降の内容について御説明いたします。

まず、2ページ目です。今回、意見及び再意見提出者といたしまして、意見提出者4者、再意見提出者9者の事業者・団体等から意見・再意見をいただいております。項目として大きく11に分けてございますので、順番に御説明いたします。

おめくりいただきまして、意見1でございます。こちらはソフトバンクからいただいております。接続事業者の予見可能性を高める観点から、NTT東西が接続料に大きく影響する施策を実施する場合に、接続料に大きく影響する要因を把握した場合について、接続約款変更認可申請に係る接続事業者への説明のタイミングを待たずに、接続料の予見に資する情報を接続事業者に開示すべきとの意見でございます。

NTT東西からの再意見でございます。接続事業者の予見性を高める観点から、接続料の原価・需要、資本コストの算出に係る各種比率等について毎年度10月末に開示している、今後も引き続き接続事業者の予見性確保に向けた情報開示に努めるとの再意見でございます。

考え方1でございます。NTT東西において実施している予見可能性の向上のための情報開示の取組については、接続事業者から提案があった場合にNTT東西において追加的な対応の要否について検討することが適当との形でまとめていただいております。

続きまして、意見2でございます。こちらもソフトバンクからです。ドライカップ回線の需要の減少が見込まれることから、利用見込みがなくなった資産については、NTT東西において継続的に減損処理を実施すべきであるとの意見でございます。

再意見としまして、NTT東西から、メタルケーブルの減損処理については、財務会計の適正化の観点から、必要に応じて対応を進めていく、引き続き効率化と費用削減に取り組んでいくとの再意見でございます。

考え方2といたしまして、NTT東西におきまして、引き続き費用削減・効率化に努めることが適当と整理していただいております。

続きまして、意見3です。ソフトバンクからです。作業単金について、長らく大きな料金の変動がないところ、NTT東西におきまして、作業効率化等により作業単金の低廉化につながるよう検討すべき、リモートワーク環境の整備等に要する経費について、どのような整備が実施されたかが明らかではなく、今後も継続して共通管理費が増加していく見込みなのかが不透明であるところから、取組の詳細を開示すべきであるといった意見をいただいております。

再意見でございます。NTT東西から、リモートワーク環境の整備等については、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しつつ、継続的に事業運営を行っていくために必要である、併せてオフィスフロアの削減等の効率化にも取り組んでいく、今後、労務費上昇や物価高騰等により費用は増加傾向にあるものの、当然の経営努力として、引き続き効率化に取り組んでいくとの再意見をいただいております。

また、KDDIからソフトバンクに賛同の再意見をいただいております。

考え方3です。総務省において、NTT東西におけるコスト効率化の取組について引き続き注視するとともに、NTT東西におきましては、当該取組を適正に接続料に反映していくことが適当と整理していただいております。

続きまして、意見4です。KDDIからです。工事費の作業単金上昇につきまして、NTT東西における更なる継続的なコスト削減を期待するとともに、総務省において取組について注視していただきたいとのことです。また、分岐端末回線の残置回線につきまして、現在の設備運用状況に即した接続料算定方法の見直し及びNTT東西における取組による設備の効率化を要望する意見でございます。

再意見といたしまして、NTT東西から、まず、労務費上昇や物価高騰により費用が増加傾向にあるものの、当然の経営努力として引き続き効率化に取り組むとのこと。また、分岐端末回線の残置回線の維持負担額につきましては、利用回線数に応じた負担を見直すことに一定の合理性があると考えられるものの、撤去工事費については、撤去する接続事業者が個別に負担することが適当である、回線廃止時には、引込線等の設備については、残置して再利用していくことが効率的であるといった再意見をいただいております。

考え方4です。作業単金につきましては、考え方3のとおりとしていただいております。

す。また、分岐端末回線の残置回線に係る接続料の算定方法につきましては、接続料の算定等に関する研究会での議論も踏まえまして、必要な場合には今後、所要の接続約款の変更認可申請が行われることが適当としていただいております。

続きまして、ページ飛びまして、12ページ目をお開きください。ここからが電気料の改定頻度の見直し等の部分でございます。

意見5です。ソフトバンクからいただいております。コロケーション電気料の改定頻度の見直しにつきましては、NTT東西からの説明から適用までの時間が非常に短時間であった、コロケーション電気料の予見性確保に係る取組については継続すべきであるといった意見でございます。

再意見といたしまして、NTT東西から、本見直しに当たりましては、事業者説明会、協議等を通じて接続事業者の理解を得られるように努めてきた、今後についても丁寧に説明していきながら検討していく、予見可能性の点につきましては、接続事業者の予見可能性確保の観点から、電力事業者の情報開示のタイミングを踏まえ、単金改定の4か月前の下旬頃をめどに試算値の開示は継続していく、今後の情報開示については、当該開示情報の利用状況や開示に要するコスト等を踏まえた上で、接続事業者の意見もいただきながら柔軟に見直していくとの再意見をいただいております。

また、楽天モバイル及びKDDIから、ソフトバンクに対する賛同の再意見をいただいております。

考え方5でございます。接続約款の変更につきましては、平成13年の整理を踏まえまして、接続事業者がNTT東西の接続料及び接続条件について、妥当性を判断するために必要な情報を得る機会を有し、意見を十分述べることができるよう、NTT東西において説明会を開催されており、接続事業者の役務の提供条件に大きく関わる接続料及び条件の設定変更につきましては、平成30年要請において、NTT東西に十分な時間的配慮を持って説明会を開催することを求めております。

本件見直しに関しましては、コロケーション電気料の大幅な変動を抑止する観点から、令和5年度第1四半期から速やかに実施する必要があると認められるものの、一般には、持続約款の規定の変更について、接続事業者における対応等に要する期間等を考慮していただくことが適当であるとしていただいております。

また、NTT東西におきましては、本件見直しに関わらず、コロケーション費用の予見性の確保のための所要の措置を引き続き講じていくことが必要であり、総務省からN

NTT東西に次の点を要請することが適当とのことで、こちらが1ページ目の報告書に記載いただいております要請内容でございます。1つ目、本件見直し実施後におけるコロケーション費用の予見性の確保のために講ずべき措置について、接続事業者との協議を踏まえて検討すること。2つ目、総務省にその結果を報告することという形で整理いただいております。

続きまして、意見6です。KDDIからです。コロケーション電気料の改定頻度の見直しについては、一定の利点があるものの、指定設備設置事業者・接続事業者の双方で接続料の算定等に係る負荷が増大すると想定される。その他の接続機能においては改定頻度が年に1回である点を踏まえると、改定頻度を変更する接続機能の対象について、考え方・ルールの取決めが必要である、予見性確保の取組は引き続き求めていきたいとの意見でございます。

再意見でございます。NTT東西から、コロケーション電気料につきましては、燃料価格等の外部要因における燃料調整費により大きく変動することから見通しが難しいとのことで、継続的に燃料調整費が増加または減少している状況下では、実際費用と適用料金の乖離が大きくなってしまいます。接続会計をベースに年に1回改定される他の接続料等とは異なり、燃料調整費は月次で確定するものである費用様態を踏まえて、この見直しを申請している。また、稼働増大の懸念につきましては、事業者説明会・協議を実施しており、今後も引き続き稼働効率化を検討していく。予見可能性確保につきましては、1つ前の再意見と同様、単金改定の4か月前の月の下旬頃をめぐり試算値の開示は継続していくとの再意見をいただいております。

こちらにつきましては、ソフトバンク、楽天モバイルから賛同の再意見をいただいております。

考え方6でございます。一般法定機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間につきましては、1年が原則でございます。この原則につきましては、工事費、手数料といった、その他の接続料や原価や利潤の算定方法に準じて計算されるその他の金額においても同様としております。

その上で、これら接続料等におきまして、急激にその接続料等が変動することがある場合の抑制措置については、過去の議論といたしまして、平成25年の整理の通り、必要最小限の範囲に限り調整額の繰延べ、また、将来原価方式に基づく算定等の抑制措置を取ることが考えられるところであり、算定期間を1年未満とする形は想定されてはい

ません。他方、今回のコロケーション電気料については、接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算することが求められているものではないところ、本件見直しについては、コロケーション電気料の大幅な変動を抑止する観点において、コロケーション電気料が月次で確定する性質を踏まえ、改定頻度を四半期にすることについては一定の合理性があると整理していただいております。

また、接続料算定・精算に係る業務については、本件見直しに係る点以外の点も含め、NTT東西、接続事業者の双方におきまして、簡素で効率的な運用について検討及び協議を進めていくことが望ましいとしていただいております。

予見性の確保に係る点につきましては、1つ前の考え方5のとおりとしていただいております。

続きまして、意見7に移ります。こちらから、その他の事項といたしまして、3条許可、スタックテストといった部分についての意見でございます。

こちらにつきまして、まずI P o E協議会から意見をいただいております。I P o E方式のゲートウェイルータの接続料について、原則に戻すことはV N E事業者の経営に与える影響が大きく、直ちにそこに戻すことはしない点について賛同するという意見でございます。

考え方7でございます。当該接続料につきましては、その性質に照らしますと、網使用料として接続料を設定する形が原則であるとしていただいております。経過措置を維持すべき特段の事情があるかについては、NTT東西による単県P O Iの増設が落ち着くと想定される令和7年をめぐり、御意見の観点も踏まえつつ、改めて関係事業者の意見を踏まえて検討することが適当としていただいております。また、NTT東西及びV N E事業者等においては、将来的には利用中止費の扱いが原則に戻すことを念頭に置いて、必要な対応を検討していくことが適当と整理していただいております。

続きまして、意見8です。こちらもI P o E協議会からの意見です。網使用料化については、かえって新規参入障壁となる可能性があることから、単県P O Iの増設が完了したとしても、トラヒック増が継続している間は、現在の取扱いを維持すべきとの意見でございます。

こちらに対しまして、J A I P Aから再意見をいただいております。法令の原則を曲げなければならない積極的な理由がない限りは、直ちに本則化すべきとの再意見でございます。

考え方といたしましては、考え方7と同じとまとめていただいております。

続きまして、意見9です。こちらはJAIPAから意見としていただいております。ゲートウェイルータ（IPoE方式）の接続料については、速やかに本則どおり網使用料として算定すべきであるとの意見でございます。

こちらに対しまして、NTT東西から再意見といたしまして、接続料の算定等に関する研究会の第6次報告書の考え方を踏まえて、今回も許可申請を行ったものであるとのこと。また、今後も継続して協議を実施し、要望内容の把握を行うとともに、事業者の合意が整えば、必要な対応を行っていくとの再意見でございます。

また、IPoE協議会から、網使用料化した場合、他のVNE事業者の利用中止により予期せぬ負担増が生じ、事業予見性が失われる可能性があるとの再意見でございます。

考え方としましては、考え方7と同じとまとめていただいております。

続きまして、意見10です。こちらはソフトバンクから、10Gインタフェースに対応した一般収容ルータ優先パケット機能に係る3条許可申請に関しまして、今後、料金水準が上昇する乖離額調整を行う場合は、激変緩和措置として乖離額を分割し、接続料原価への算入時期を調整することが必要であるとの意見でございます。

NTT東西からの再意見といたしましては、当該接続料につきましても、他の接続料と同様に乖離額調整は必要である。また、その乖離額調整の実施に当たり、仮に料金が大幅に変動して接続事業者に過度な負担が生じる場合には、必要な対応を検討するとの再意見をいただいております。

考え方10といたしましては、NTT東西において、今後、乖離額調整等に係る3条許可申請を行う場合は、御意見のような観点を踏まえて適切に対応することが適切としていただいております。

最後、再意見といたしまして、個人から、提出期間が14日間であることについて質問がありました。考え方11でございますが、過去に同様の質問をいただいております。令和4年に開催した当審議会において考え方23でお示したとおりですといただいております。

以上が、いただいた意見、再意見、またそれに対する考え方として接続委員会でまとめていただいた内容でございます。

○三友部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、

チャット機能にてお知らせをお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。  
特に御意見あるいは御質問ございませんでしょうか。

それでは、特に御意見ございませんようですので、諮問第3161号につきましては、  
お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長　それでは、案のとおり答申することといたします。

相田主査、どうもありがとうございました。

○相田接続委員会主査　ありがとうございました。

## (2) 諮問事項

### ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3163号】

○三友部会長　続きまして、諮問事項に移ります。諮問第3163号「電気通信事業法  
施行規則等の一部改正について」、総務省から説明をお願いいたします。

○梶原電気通信技術システム課課長補佐　電気通信技術システム課の梶原でございます。  
資料132-5に基づきまして説明させていただきますので、よろしく申し上げます。  
資料は、概要版を用いて説明させていただきます。

資料の2ページ目を御確認いただけますでしょうか。本件は、電気通信事業者のネット  
ワークのクラウドネイティブ化に対応するため、技術基準の適用範囲を見直していく  
必要があるというものです。

3ページ目を御覧ください。まず、電気通信事業法上の技術基準についてですけれど  
も、現在は電気通信回線設備、これは送信と受信との間の伝送路を中心とした部分です  
けれども、これを設置する電気通信事業者に対して技術基準が適用されておりまして、  
損壊対策や故障対策などの設備に対する規律を求めています。

一方で、他者が設置する設備、他者設備については「損壊又は故障による利用者への  
影響が軽微なもの」として位置づけられておりまして、技術基準の適用が除外される場  
合があります。

そして近年、技術の進展によって、コアネットワークの機能を外部のクラウドに移管  
したりですとか、逆に、外部のクラウドからネットワークの制御をつかさどる機能の提  
供を受けたりすることが可能になってきておりまして、「他者設備は損壊又は故障によ

る利用者への影響が軽微なものである」との考え方が、実態に合わなくなってきております。

こうした状況を踏まえまして、今般の改正を検討する前に、4ページ目になりますけれども、情報通信審議会の専門委員会で事前に検討を行ってまいりました。昨年の7月から検討を開始しまして、12月に報告案を取りまとめていただき、先月、情報通信審議会としての答申を受けております。

続いて、5ページ目になります。情報通信審議会からの答申を踏まえた制度改正案について説明させていただきます。最も重要なポイントとして、1点目になりますが、交換機能、電気通信設備の制御機能、電気通信設備の運用、監視又は保守に係る機能、そして、通信の接続又は認証に係る加入者管理機能の4つの機能が重要な機能として特定しておりまして、こうした重要な機能については、クラウドなどの他者設備を通じて提供される場合であっても、例外なく技術基準の適用対象とするという内容になっております。

そして、情報通信行政・郵政行政審議会への必要的諮問事項は、この下線部を引いた部分のみですけれども、併せて関連する事項として、他者設備の管理に関する説明書を届出事項に追加したりですとか、電気通信事業者が自ら定めることになっている管理規程にも、他者設備等を設置する者との契約等を通じて、技術基準や電気通信事業法上の義務が確実に履行されるように、業務管理体制を定めるといった内容の項目を追加しております。

また、本件とは全く別の内容になりますけれども、一番下の注釈のところに記載している内容になりますが、現在、技術基準の制度の運用を行う上で、メタルインターネットプロトコル電話用設備などの届出項目がちょっと分かりにくいといった指摘を受けることがありまして、届出項目が明確になるような改正を併せて行いたいと考えております。こちらは内容に変更を加えるものではなくて、読みやすくするための改正です。

続いて、6ページ目になります。先ほど御説明させていただいた改正案を補足するため、マニュアルについても併せて改定する必要があるまして、その概要について記載させていただいております。

また、一番下のその他のところになりますけれども、こちらも本件と直接の関係はないのですが、既存の告示の中で、デジタル化の進展の阻害要因となっているのではないかと指摘されているような箇所がありまして、例えば建築物等において掲示する方法な

どを例示しており、あくまで例示であって、これに限られるものではないので、別にこの例示が何かしらの制約を課すというものでもないのですが、これが物理空間上での行動を前提としたものになっておりますので、あまり適切ではないと言われることもありまして、こうした例示を削除するなどの改正を行いたいと考えております。

続いて、7ページ目になります。最後にスケジュールについて記載しておりまして、本件について諮問させていただきまして、明日からパブリックコメントを実施した後、電気通信事業部会には、5月以降に改めて答申案件として諮らせていただきたいと思いますと考えております。

あとのページ以降は、参考資料と条文類になっておりまして、説明としては以上になります。

○三友部会長 どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問あるいは御意見がございましたら、チャット欄でよろしくお願ひいたします。

それでは、森委員、よろしくお願ひいたします。

○森委員 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。

私は意見を申し上げたいと思いますけれども、これは非常に重要なことだと思っております。今まで伝送路を中心に技術基準を適用してきたわけですけれども、今後は他者設備であっても、その重要な機能を持っている者については提供していくとのことで、近年、電気通信サービスを皆さんに提供する、消費者に提供するときに、そこに関わってくるプレーヤーが増えていて、しかもその様々な要素、様々な機能を分断した形で担ってくる。特にその設備からソフトウェアというのでしょうか、そういう傾向が進んでおりまして、その中では国民がその電気通信サービスを受けるに当たって、どこかが止まるとサービスが止まる。これまでのように、設備が悪くなると止まるだけではなくて、クラウドが止まると止まる、SaaSが止まると止まるというようなことになっていきますと、その部分の規制のカバーがないとサービスがどんどん止まってしまって、電気通信事業法の意図していたことが全くできないことになってしまいますので、電気通信サービスの提供側の多様化・複雑化に伴って、このように規制していただくことは非常に重要だと思っております。

これは電気通信事業法ですけれども、基本的な目的として、電気通信サービスを利用する人たちの保護法であると、電気通信サービス利用者の保護法になっていく、時代の

変化に即応した規制側の対応だと思しますので、重要なこととしてお進めいただければと思います。

以上です。

○三友部会長 ありがとうございます。

今の御意見につきまして、総務省からいかがでしょうか。

○梶原電気通信技術システム課課長補佐 コメントいただきまして、ありがとうございました。

基本的には、制度改正の方向性について御賛同いただくというコメントであると認識いたしました。総務省では、ネットワークやサービスの提供構造の変化に合わせて、必要な制度の整備や見直しを進めていきたいと考えておりますので、引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○三友部会長 よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか、森委員。

○森委員 ありがとうございます。

○三友部会長 ありがとうございます。

続きまして、藤井委員、よろしく願いいたします。

○藤井委員 藤井でございます。御説明ありがとうございます。

私もこのクラウドまで適用すること自体は非常に重要なことだと思っております、この内容に関しては賛同ですが、1点確認させていただきたいのですが、現在、電気通信事業として他者設備を使っていて、今回、この対象になりそうなサービスはどのくらいあるのか、もし分かるようでしたら、教えていただくことはできますでしょうか。

○三友部会長 総務省、いかがでしょうか。

○梶原電気通信技術システム課課長補佐 ありがとうございます。

主な電気通信事業者からヒアリングした感じでは、まだサービスとして具体的な計画が顕在化しているわけではないということでした。一方で、資料の3ページ目になりますが、コアネットワークの機能の外部化に関する動きを真ん中に記載させていただいております、携帯電話ネットワークとかでも、もはやコアネットワークの機能を丸ごと全部、外部に移管することも、技術的には可能になってきているところは確認できております。

ですから、今後あり得るサービスとして、まだちょっと顕在化しているものではないので、あくまであり得るものとの言い方になってしまいますが、例えばローカル5Gですとか、あとは携帯電話サービスとかでも、やろうと思えば外部にそのコア機能を全部移管することも可能になってきていると認識しております。

以上です。

○藤井委員 ありがとうございます。

ローカル5Gなどだと、既にもうコア機能が外部にあるものもあるのではないかと思いますし、運用監視を第三者までいかないかもしれないですが、少なくとも設置事業者が実施している例はかなりあるのではないかと思いますので、この辺りは、今回事業用とのことで、自己設置したものについては対象外と考えてよろしいでしょうか。

○梶原電気通信技術システム課課長補佐 自己設置したものについては、ローカル5Gの場合は、提供構造によって電気通信事業法上の技術基準がかかる場合とかけられない場合があります。あくまで技術基準がかかる場合には適用されることになるかと思いません。

○藤井委員 承知しました。状況については、どのようなサービスがあるかによって柔軟に見直さないといけないところもあるのかなと思いますので、引き続き、情報収集も含めてお願いできればと思います。ありがとうございました。

○梶原電気通信技術システム課課長補佐 ありがとうございました。

○三友部会長 藤井委員、重要な御指摘、どうもありがとうございます。

そのほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、総務省から報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は、3月25日土曜日から4月24日月曜日までといたしますが、このような形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございました。それでは、その旨決定することといたします。どうもありがとうございました。

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく令和5年度の接続

料等の改定) について【諮問第3164号】

○三友部会長 続きまして、諮問第3164号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく令和5年度の接続料等の改定）について」、総務省から御説明をお願いいたします。

○柴田料金サービス課課長補佐 料金サービス課の柴田でございます。資料132-6に基づき御説明をいたします。本件は「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の接続約款の変更（長期増分費用方式に基づく令和5年度の接続料等の改定）」の認可申請について、お諮りさせていただくものでございます。

表紙の次のページが諮問書となっております、その具体的な内容につきまして、その次のページの概要資料により御説明をさせていただきます。

次のページ、おめくりいただきまして、右肩1ページを御覧ください。認可申請の概要でございます。NTT東西から、令和5年3月17日に申請があったものでございます。LRIC方式により算定した令和5年度の接続料等を反映するため、接続約款の変更を行う申請でございます。代表的な接続料として、一番下に記載のとおり、加入電話・メタルIP電話接続機能としまして、令和5年度に3分当たり8.33円を適用しようとするものでございます。

続きまして、右肩2ページを御覧ください。LRIC方式による接続料算定の概要でございます。右側にその手順を示しておりまして、今般はその一番下側に赤字であります接続約款の変更でございます。接続料の算定及び接続約款への反映を毎年度行っているものでございます。

続いて右肩3ページを御覧ください。IP網への移行期間中におけるLRICモデルの適用方法について説明しているものでございます。こちらは令和4年度の接続料算定と同様に、接続ルート切替え前後の加入電話・メタルIP電話の発着信に係る接続機能について、単一の法定機能として加入電話・メタルIP電話接続機能を規定しているものでございます。その接続料は、第8次PSTN-LRICモデルと、第9次IP-LRICモデルを用いて算定いたしまして、IP網へのトラフィック移行割合により加重平均して算定するとしているものでございます。

続いて、右肩4ページを御覧ください。本ページから、PSTN-LRICモデルに

よる算定に際しての算定根拠を説明しているものでございます。右肩4ページでお示しているものは、通信形態別の前年度下期及び当年度上期の予測通信量であり、前年度の実績の通信量とその予測増減率を掛けることによって算出しているものでございます。

続いて右肩5ページでは、右肩4ページでお示したトラヒックを機能別のトラヒックに換算したもの、また、その増減率を示しているものでございます。

続いて、右肩6ページを御覧ください。先ほど右肩4、5ページでお示しましたトラヒック等を用いまして、PSTN-LRICモデルにより算定した主な機能の接続料の原価をお示しているものでございます。おおむね各機能の原価も減少しているところでございます。

続いて、右肩7ページを御覧ください。本ページからは、IP-LRICモデルによる算定に際しての算定根拠をお示しているものでございます。PSTNのモデルと同様に、通信形態別の予測通信量と機能別に換算したトラヒックを示しているものでございます。

続いて、右肩8ページを御覧ください。前ページで御覧いただいたIP-LRICモデルに対応したトラヒックの量を用いて、IP-LRICモデルにより算定した主な機能ごとの接続料の原価をお示しているものでございます。

続いて、右肩9ページでございますけれども、ここまでお示しをいたしましたPSTN-LRICモデルでの算定結果、及びIP-LRICモデルでの算定結果に基づき、今般NTT東西から認可申請がありました各機能の接続料等を、右肩10ページにかけてお示しているものでございます。

右肩11ページを御覧ください。右肩9ページ及び10ページでお示した接続料等を組み合わせるなどにより算定された代表的な接続料をお示しているものでございまして、図及び表の左側においては、PSTN-LRICモデルに基づいて算定した額、右側はIP-LRICモデルに基づいて算定した額でございます。令和5年度におきましては、PSTNモデルとIPモデルを66対34の割合で加重平均をいたしまして、冒頭御覧いただきましたように、加入電話・メタルIP電話接続機能について、3分当たり8.33円と算定されるといったものでございます。

続いて、右肩12ページを御覧ください。IP網への移行期間中における光IP電話の接続料でございます。この光IP電話の接続料のうち、中継交換機能については、LRIC方式により算定した接続料を用いていることから、先ほど御覧いただいた各機能

の接続料に含まれている中継交換機能の接続料を用いて光 I P 電話接続料を算定しているものでございます。

続きまして、右肩 1 3 ページを御覧ください。L R I C 方式により算定してきております 3 分当たりの接続料のこれまでの推移、及び、今般申請がございました令和 5 年度の加入電話・メタル I P 電話接続機能の 3 分当たりの接続料をグラフにして並べているものでございます。

続きまして、右肩 1 4 ページを御覧いただければと存じます。今般の接続約款変更認可申請と併せて、N T T 東西から申請のありました接続料規則第 3 条に基づく許可申請の概要でございます。ワイヤレス固定電話の接続料に関して、接続料規則の規定に沿った加入電話・メタル I P 電話接続機能の接続料ではなく、光 I P 電話接続機能の接続料を適用するという内容の申請でございます。

その理由といたしまして、ワイヤレス固定電話に係る通話につきまして、接続事業者においてひかり電話の通話と区別がつかないことから、N T T 東西が提示するワイヤレス固定電話の通信回数・通信時間の適正性について、接続事業者側で判断ができないというものでございます。

続きまして、右肩 1 5 ページでございます。今般 N T T 東西から御報告のありました、加入電話等の通話料に係るスタックテストの結果をお示ししております。下部の表に示しておりますとおり、利用者料金収入と接続料等総額の差分が営業費相当基準額を下回っていないことから、加入電話等の通話料について、接続料と利用者料金の関係が、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものであるとは認められないことを確認しているものでございます。

ここまでの、今般、N T T 東西からありました申請の概要の御説明でございます。

続いて、下側のページ番号 1 8 ページを御覧ください。審査結果とございまして、本申請につきまして、総務省として電気通信事業法関係審査基準に照らして審査した結果、本ページ及び次のページにお示ししているとおり、該当する事項については、いずれも適と認められるというものでございます。また、接続料規則第 3 条に基づく、認可申請のあった事項につきましても、1 9 ページに記載しているとおり、一定の合理性があるものと認められます。したがって、冒頭の諮問書のとおり、本件申請について認可することとしたい旨を諮問したところでございます。

このさらに後ろのページにつきまして、別添として申請書の写しを添付しております

けれども、こちらは大部となりますので、説明は割愛させていただければと存じます。

長くなりましたけれども、総務省からの説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

それでは、皆様から御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出をお願いいたします。いかがでしょうか。特に御意見、御質問ございませんでしょうか。

それでは、特に御意見、御質問ないようでございますので、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

また、本件は、意見招請を経て改正した省令に基づく接続約款の変更であること。認可後の接続約款が速やかに適用されることが接続事業者にとっても望ましいことから、意見招請は1回とし、その期間は3月25日土曜日から4月24日月曜日までといたします。

その後、提出された意見を踏まえ、接続委員会において調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがと思いますが、このような手続でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三友部会長　　ありがとうございました。それでは、その旨決定することといたします。どうもありがとうございました。

#### ウ 電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3165号】

○三友部会長　　それでは、続きまして、諮問第3165号「電気通信事業法施行規則の一部改正について」、総務省から説明をお願いいたします。

○寺本料金サービス課企画官　　それでは、料金サービス課の寺本より、資料132-7に基づきまして、御説明させていただきます。

資料、右肩2ページを御覧ください。本件は、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案の諮問でございます。内容といたしましては、NTT東西のマイグレーションに伴う料金体系の変更等を踏まえたプライスカップ規制に係る規定の整備となって

おります。

右肩 3 ページを御覧ください。まず、プライスカップ規制の簡単な御説明をさせていただきます。電気通信役務の利用者料金規制の基本的枠組みでございますが、現在、原則、事前規制をかけておりません。ただし、極めて公共性の高い分野等については、一定の規制をかけておりまして、右肩 3 ページの一番下に囲っておりますが、特定電気通信役務として、指定電気通信役務であって利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に対して、価格上限規制、プライスカップ規制をかけております。

右肩 4 ページ、どのような規制なのかの御説明となりますが、上限価格規制は料金水準を規制する手法の 1 つとして、料金水準が上限価格以下であれば、自由な料金設定を可能としております。自主的な効率化努力の誘因・動機づけを与える、インセンティブ規制方式の 1 つでございます。導入の経緯も記載しておりますが、平成 12 年から、こちらの上限価格方式を導入しております。

この規制の対象となる特定電気通信役務となる役務でございますが、上から 3 つ目の囲いの中にある四角の表でございますように、音声伝送バスケット、加入者回線サブバスケットという 2 つの種別に分けておりまして、加入電話・ISDN、公衆電話、番号案内料を対象としております。そのうち、基本料、施設負担金に限ってのみ加入者回線サブバスケットとして、区別しております。

右肩 5 ページ、どのようにキャップをかけているかになりますが、制度開始の平成 12 年 4 月の料金水準を 100 として算定した基準料金指数を毎年 10 月から 1 年間適用しております。適用開始日の 90 日前までに NTT 東西に通知をしております。

この基準料金指数を算出するために、生産性向上見込率 X 値と呼ばれるものを 3 年ごとに計算しておりまして、現在は令和 3 年 10 月から令和 6 年 9 月まで適用しております。

こちらの基準に対して NTT 東西が計算するものが、次の右肩 6 ページ目でございます。実際料金指数でございますが、分母に、平成 12 年、制度導入当時の料金額を置きまして、分子に現在の料金額を置き、どの程度料金に変更があったかを例年計算いただく形となっております。

本件につきまして、どのような議論を行ったかというのが右肩 7 ページとなります。上限価格方式の運用に関する研究会を開催いたしまして、2 月に中間取りまとめをいただきました。議論の経緯といたしましては、上段の囲みにありますように、まず、1 番

目、NTT東西のIP網への移行により、令和6年1月からNTT東西の加入電話について通話料が全国一律料金に改定されます。2つ目、現在のプライスカップ規制は、音声伝送バスケットと加入者回線サブバスケットの単位で料金指数を設定しておりますが、このバスケットの2つの内容が近接してきているのではないかとの点から御議論をいただきました。

研究会の議論の結論といたしまして、オレンジで困っております1番、2番がございました。

まずは、マイグレーションに伴う料金体系変更への対応でございます。マイグレ後に新たにNTT東西が料金設定を行います県間通話と国際通話の扱いについて、御整理いただきました。1つ目のポツ県間通話については、県内通話と区別する必要はなく、プライスカップ規制の対象として取り扱うことが適当。2つ目のポツ国際通話については、相手国によりその料金幅が多様であること、コストの約7割が国際中継のアクセスチャージであること等を踏まえまして、NTT東西による料金設定の裁量の範囲が少ないためプライスカップ規制にはなじまず、規制の対象外として取り扱うことが適当との結論をいただいております。

また、実際料金指数をどのように算出するかとの点についても御議論をいただきました。今までは距離別のトラヒックを前提として計算しておりましたが、これからは全国一律となる料金体系に合わせて、トラヒックについても全国一括とすべきであるとの御議論をいただきました。

また、制度導入時の平成12年4月の料金を基準料金として採用し計算しておりましたが、令和6年1月時点の料金を基準としつつ、制度開始以降の料金指数との連続性を保つために、平成12年4月時点の料金との調整を行うべきではないかとの御議論をいただきました。同様に、県間通話について、これからプライスカップ規制の対象とする場合には、こちらも制度開始時からの料金指数水準に影響を与えないように、令和6年1月時点の料金を、その他の既存の対象サービスの料金指数で調整を行ったものを設定すべきとの御議論をいただいております。

また、2番の対象サービスの検討でございますが、音声伝送バスケットと加入者回線サブバスケットの扱いについて、サブバスケットを撤廃することが適当であるとの結論をいただいております。

これらの議論を踏まえまして、右肩8ページが本件省令改正の概要となります。

まずは、IP網へのマイグレーションに伴う料金体系変更への対応として、①マイグレーション後に新たに提供するサービスの扱いとして、特定電気通信役務の範囲から国際通話を対象外とする省令改正を考えております。②実際料金指数の算出方法について、基準点を平成12年4月から令和6年1月時点の料金に変更し、制度開始以降の指数との連続性を保つために新規告示での対応を検討しております。

次に、対象サービスの検討については、加入者回線サブバスケットの廃止のための省令改正を予定しております。

改正の内容の詳細でございますが、右肩9ページ目に新たに提供するサービスの扱いの表を載せております。左側が現状でございますが、下段固定電話発、固定電話着のところに県間通話未提供と書いておりますが、IP網への移行後は全国一律・全時間帯均一の料金となります。また、一番下の固定発国際通話も、現在はNTT東西の料金設定はございませんでしたが、マイグレ後は、9円から200円といった差がありますが、国・地域別の料金としてNTT東西による料金設定が行われることになっております。

これらを踏まえまして、右肩10ページ、県間通話については、県内通話と区別する必要性はなく、「加入電話、公衆電話及び総合デジタル通信サービスに係る音声伝送役務」に含まれるため、改正措置は不要と考えております。

一方、国際通話については、当該音声伝送役務の規定の中から除く必要がございますので、中段に改正案として囲っております形での改正を検討しております。右側の改正前の条文では、特定電気通信役務について、「次に掲げるもの以外のものとする」との規定ぶりにしては、改正後につきましては、規定するものを指定し、そこから国際通話を除くというシンプルな形の条文への改正を予定しております。

資料をおめくりいただきまして、右肩12ページ、マイグレ対応の2点目になります実際料金指数の算出方法となります。現行の実際料金指数は、距離別の料金を前提として算出しておりますので、図左側でございますように、料金とトラヒックをそれぞれ掛けたものを足し込む計算式としておりました。一方、マイグレ後のNTT東西の料金体系では、全国一律の料金が適用されることとなりますので、トラヒックについても全国一律に基づいて計算する形にしております。

分母でございます基準料金は、現行では、平成12年4月のものを用いておりましたが、全国一律料金になることに合わせて、変更後の8.5円を採用する形にする。ただし、このまま8.5円を使用いたしますと、平成12年4月以降の制度との連続性が保

たれませんので、平成12年4月以降に下がってまいりました指数との調整を行う形にしたいと思っております。

本件につきましては、右肩13ページ目にお示ししておりますが、現行の電気通信事業法施行規則第19条の6第2項に「料金指数の連続性を保つために必要な料金指数の修正の方法を別に定める」といった条項がございますので、これに基づき、新たに告示をつくることで進めていきたいと考えております。

こちらの告示については、右肩13ページのオレンジに囲ってある内容になりますが、まずは、令和6年1月に料金体系が変更される市内・市外の通話料等については、変更後の料金を、修正指数というものをつくりそれで割り戻したものを基準料金とする。2つ目、新たに役務が提供される県間通話については、新たに設定される料金について、この例ですと①の市内・市外通話料と類似のサービスになりますので、市内・市外通話料の修正指数で割り戻したものを基準料金とする形に考えております。

こちらの告示の詳細につきましては、右肩14ページに記載してございます。

次に、右肩15ページ、加入者回線サブバケットの扱いでございます。加入者回線サブバケットと音声伝送バケットの差が近接していると御説明いたしましたが、表の中段、サブバケットが占める割合としておりますが、令和元年度に至っては、9割が加入者回線サブバケットに係る料金となっております。また、基準料金指数を設定するためのX値についても、平成27年以降、音声伝送バケットを準用する形をとっておりますので、サブバケットを廃止し、音声伝送バケットのみを対象とする形で考えております。

こちらにつきましては、右肩16ページでございますが、改正前は、「電気通信役務の種別は、次のとおりとする」として、1号、2号の役務を記載しておりましたが、2号に記載しておりますサブバケットを廃止いたしますので、「電気通信役務の種別は、音声伝送役務とする」というシンプルな形への改正を考えております。

最後、今後の想定するスケジュールでございます。右肩17ページを御覧ください。本日御審議いただき、お認めいただけますれば、明日からパブリックコメントにかけまして、5月に答申をいただきたいと考えております。サブバケットの撤廃に係る改正については、新しい基準料金指数が適用される本年10月1日からの施行を考えておりまして、その他のマイグレーションに伴う料金変更に応じた改正については、マイグレーションと同時の令和6年1月1日からの施行を予定しております。

それでは、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○三友部会長 御説明、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、チャット機能でお申し出をお願いいたします。いかがでしょうか。御意見ございませんでしょうか。

すみません、私から1点、質問させていただいてよろしいですか。

○寺本料金サービス課企画官 よろしくお願いいたします。

○三友部会長 加入者回線サブバスケットを廃止する理由は、先ほど御説明いただいたように、ほとんどが音声伝送バスケットで代替可能なことが理由と考えてよろしいのでしょうか。

○寺本料金サービス課企画官 はい。音声伝送バスケットの部分が薄皮状態になっており、メインが加入者回線サブバスケットの料金になっておりますので、実質的に見ているものの差分がないのと、基準料金指数を出すときのX値も2つのバスケットで同様のものを使用していることを理由としております。

○三友部会長 算定の式も同じだとのことですね。

○寺本料金サービス課企画官 そのとおりでございます。

○三友部会長 分かりました。ありがとうございます。

○寺本料金サービス課企画官 ありがとうございます。

○三友部会長 そのほかに御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましても、総務省から改正案等の内容を報道発表していただきまして、広くインターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

また、意見招請は、3月25日土曜日から4月24日月曜日まで、総務省において実施していただければというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございます。それでは、その旨決定することといたします。ありがとうございました。

○三友部会長 以上で本日の審議は終了いたしました。大変案件が多くて、時間がかかりました。

この機会に何か皆様からございますでしょうか。全体を通してでも結構でございます。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局からお願いいたします。

- 福田情報流通行政局総務課課長補佐　　次回の電気通信事業部会につきましては、別途御連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

- 三友部会長　　ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。皆さん、長い時間ありがとうございました。

閉　　会